

指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール

共生型サービスの指定を受けるには、次の手続き等により、介護保険法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定申請を行っていただく必要があります。

1. 指定申請の受付スケジュール等について

(1) 申請書類の受付期間について

申請受付は、事業開始日の前々月の20日から事業開始日の前月の10日（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）までです。

※申請受付開始日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日が受付開始日となり、申請受付締切日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日が受付締切日となります。

（例）7月20日（土）から8月10日（土）の場合は、7月22日（月）から8月9日（金）までが受付期間となります。

※事業開始日に事業を始めるためには、申請受付（受理）締切日までに、申請書類の補正等が完了し、受理される必要があります。（書類等に不備があり、その補正が完了しないものについては受理できません。）

締切日までに受理できない場合は、翌月以降の指定になりますので、ご注意ください。

※訪問系以外のサービスで、既に指定を受けている事業所の区画等に変更がある場合は、指定申請の前に事前協議が必要な場合があります。指定申請を行っていただくまでに、事前協議の有無について前もって確認の連絡をしてください。

【お願い】

- 申請にあたっては、電話等で予約の上、来庁してください。予約なしで来庁された場合は、申請が受付できませんのでご注意ください。また、郵送による申請が可能な場合がありますので、ご希望の事業者におかれましては、事前にお問い合わせください。

【指定申請予約及び問い合わせ先】

柏原市福祉こども部福祉指導監査課

電話 072-971-5202（直通）

- 申請受付（受理）締切日直前は、書類補正等の関係上混み合うことが予想されますので、早めの申請をお願いします。基本的には、申請受付期間の前半は申請受付、後半は補正受付としておりますので、ご協力をお願いします。
- 上記日程は、都合により変更となることがあります。

(2) 指定事業者の審査・決定

提出書類等の審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定し、市から指定書を交付します。なお、審査過程で書類の補正等の必要がある場合には、市から連絡しますので、その際は書類等の再提出をお願いします。補正が完了しないと指定されません。また、補正書類の提出が遅れると、指定日が翌月になることがありますので、予めご了承ください。

(3) 指定時研修の受講について

事業の開始にあたって、法令に沿った適切な事業運営を行っていただくための研修（指定時研修）を受講していただきます。事業所の管理者（やむを得ない場合は代理の方）が必ず出席してください。研修を欠席又は遅刻されると、指定書を交付できない場合がありますので、ご注意ください。本研修は、指定日前月の20日前後に開催しますので、指

定された日時の研修を受講してください。

※急病等のやむを得ない理由で指定時研修を受講できなくなった場合は、すみやかに市福祉指導監査課までご連絡ください。

(4) 指定書の交付について

指定時研修終了後、指定書を交付します。

2. 指定申請にあたっての要件等について

指定を受けるためには、次の条件を満たしていなければなりません。

① 法人であること。

定款の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

○株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

(記載例)

＜共生型介護保険サービス＞

・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業」

・地域密着型通所介護

「介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業」

・介護予防短期入所生活介護

「介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業」

＜共生型障害福祉サービス＞

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業」

以上の記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

○医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く。）の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

なお、登記の変更手続きについても併せて、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

② 各サービスの指定基準を満たしていること。

③ 事業所の名称について、柏原市で指定を受ける場合には、共生型サービス事業所と既に実施している事業所は同じ名称にしてください。

④ 共生型重度訪問介護の指定について

共生型居宅介護の指定を受けた場合、共生型重度訪問介護の人員基準及び設備基準を満たしているものとなり、共生型居宅介護と併せて共生型重度訪問介護の指定を受けたものとみなされます。共生型居宅介護の指定と併せて共生型重度訪問介護の指定を受けないことを希望する場合は、辞退届出書（様式は任意）の提出が必要です。共生型重度訪問介護の指定を辞退した後、共生型重度訪問介護を行うこととする場合は、別途指定申請を行っていただく必要があります。

※共生型サービス事業者等の指定有効期間は6年間ですので、6年ごとに指定の更新申請を行う必要があります。